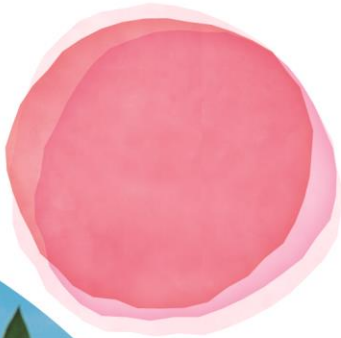
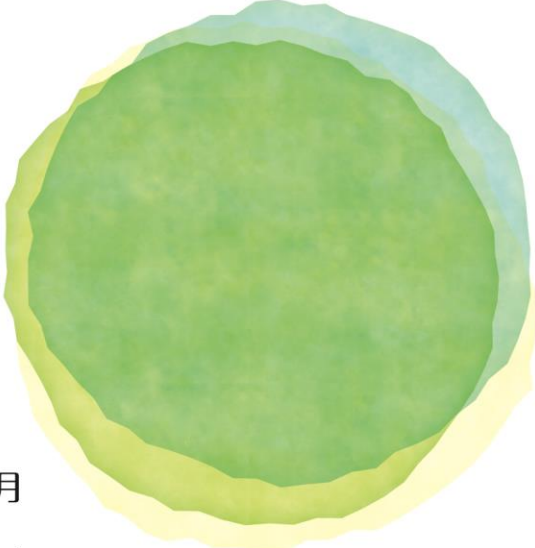




第7期有田市障害福祉計画 第3期有田市障害児福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



2024(令和6)年3月

和歌山県 有田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の趣旨.....	5
2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針	6
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	7
5 他計画との関連性.....	8
第2章 計画の基本方針.....	9
1 計画の基本的な考え方	9
第3章 障がいのある人の状況	12
1 身体障がいのある人の状況	12
2 知的障がいのある人の状況.....	13
3 精神障がいのある人の状況.....	14
4 指定難病患者の状況.....	15
第4章 前期計画の見込量と実績	16
第5章 障がい福祉における本市の課題.....	23
第6章 第7期有田市障害福祉計画.....	24
1 令和8年度の数値目標(成果目標)	24
2 障がい福祉サービスの見込量(活動指標)	30
3 地域生活支援事業の見込量	36
4 その他の事業の見込量	43
第7章 第3期有田市障害児福祉計画.....	50
1 令和8年度の数値目標(成果目標)	50
2 障がい児福祉サービスの見込量(活動指標)	51
第8章 計画の推進体制.....	53
資料編	54
1 策定経過	54
2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成委員会委員名簿.....	54
3 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱.....	55

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

本市では、平成 31 年に「有田市第 2 次障害者基本計画」と「有田市障害福祉計画」を策定し、全ての市民がいきいきと自立した社会生活を営むことができるように、ノーマライゼーションの考え方のもと、まちづくりを進めてきました。

一方で、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域ではさまざまな課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細かな対応が求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政などがそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

この度、「第 6 期有田市障害福祉計画・第 2 期有田市障害児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況などを踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第 7 期有田市障害福祉計画・第 3 期有田市障害児福祉計画」を策定しました。

※本計画においては、国の法律などの固有名詞や本市の過去の計画名を除き、「障がい」と表記しています。そのため、計画内に「障がい」と「障害」の二つの表記が併存しています。

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県との市町村の連携の必要性

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・重層的な障がい児支援体制の整備
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

3 計画の位置づけ

「第 7 期有田市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、今後必要とされる障がい福祉サービスの見込量やその確保方策などについて定め、計画的な推進を図るためのものです。

「第 3 期有田市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、必要とされる障がい児福祉サービスの見込量や、その確保方策などについて定め、計画的な推進を図るためのものです。

障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

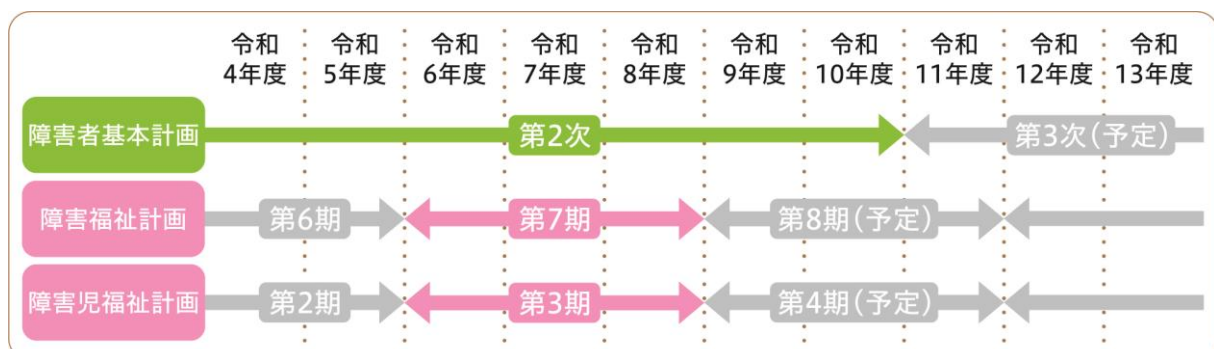
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

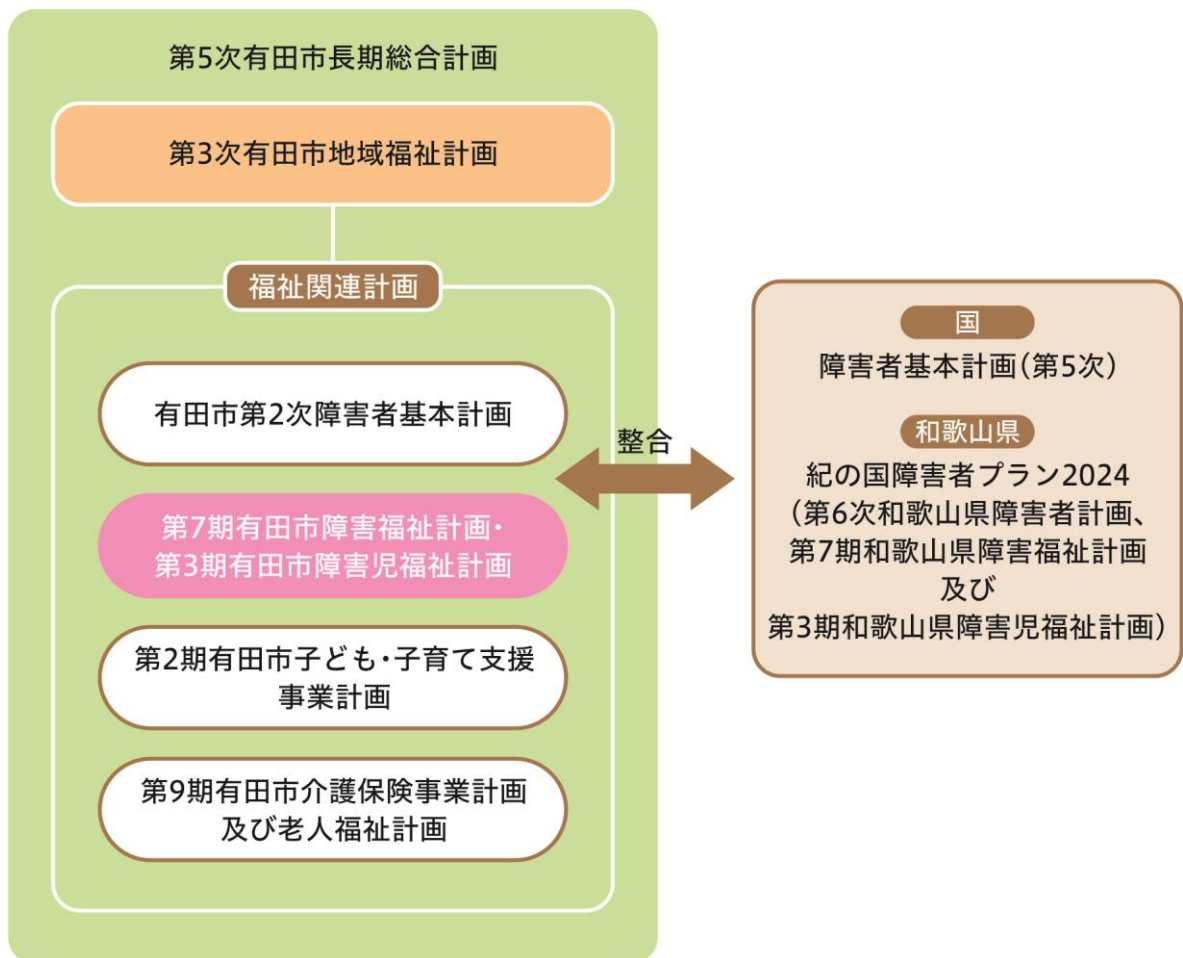
4 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。



5 他計画との関連性

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「紀の国障害者プラン 2024(第 6 次和歌山県障害者計画、第 7 期和歌山県障害福祉計画及び第 3 期和歌山県障害児福祉計画)」などの内容を踏まえるとともに、「第 5 次有田市長期総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画とも連携して計画の推進を図ります。



第 2 章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

有田市第 2 次障害者基本計画に掲げる基本理念及び基本目標に沿って取り組むものとし、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指します。（「有田市第 2 次障害者基本計画」より抜粋）



基本目標 1 誰もが主役になれるまち ありだ

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、生活や就業の機会が保障されることが必要です。しかしながら本市では、障がいのある人が安心して暮らせる場はじゅうぶんとは言えず、就労の場も不足しているとの指摘がみられます。

このため、障がいのある人の生活や活動の場づくりに努めるとともに、就労と就労後のケアに関する支援の充実を図ります。

基本目標 2 みんなが顔見知りの まちづくり

障がいのある人が地域で快適な日々を送るためには、全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を共有することが重要です。

そのためには幼児期から生涯にわたって、人権教育を推進するとともに、障がいのある人の現状やニーズ、市の障がい者福祉の状況などについて、市民への周知をいっそう充実していく必要があります。また、ボランティアをはじめ、地域住民の力で障がいのある人を見守り、支える体制づくりも重要な課題となっています。

このため、広報・啓発・交流活動等のいっそうの推進や、福祉教育の推進、ボランティアの育成などを通じて、地域で支え合う障がい者福祉のまちづくりを目指します。

基本目標 3 元気でいきいきとした まちづくり

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域における保健・医療体制の充実が欠かせません。また、近年は発達障がいと診断される子どもが全国的に増加傾向にあることも含め、障がいの予防や早期発見・早期治療も重要な課題となっています。

一方で、本市では障がいのある人の歯科受診やリハビリテーション体制が不十分との指摘もあり、保健・医療体制のいっそうの充実が課題となっています。

このため、関係機関や専門家とも連携し、地域の保健・医療体制の進展に努めます。

基本目標 4 みんなで学べる まちづくり

障がいのある人の教育を受ける権利を保障することは、行政の重要な責務です。

このため、就学前から生涯を通じ、障がいのある人が快適な環境で主体的に学び、スポーツ・レクリエーションや文化活動などにも積極的に参画できるよう、環境の整備に努め、障がいのある人もない人も、共に学ぶことができるまちづくりを目指します。

基本目標 5 サポートの充実した まちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯、安心して暮らしていくためには、困りごとをすぐ相談でき、必要な支援につながる仕組みや、生活や福祉に関する情報が円滑に入手できる環境の整備などが欠かせません。

このため、相談支援体制の充実や権利擁護の取組、情報提供手段の充実などを通じ、地域全体で障がいのある人をサポートする体制の整備を推進します。

基本目標 6 みんなが暮らしやすい まちづくり

障がいのある人にとって住みやすいまちは、全ての人にとって住みやすいまちとなります。例えば障がいのある人にとってバリア(障壁)となるものやことが排除されたバリアフリーのまちづくりは、誰にとっても快適でストレスなく暮らせる、ユニバーサルデザインが行き届いたまちでもあります。

そうしたまちづくりを目指し、住宅や道路・施設・設備などのバリアフリー化の推進や、防犯・防災対策の強化などに取り組みます。

第 3 次有田市地域福祉計画より

一人ひとりの課題を解決できるまちづくり ～重層的支援体制の充実に向けて～



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する必要があります。

本計画においても、重層的支援体制の充実を視野に入れ、障がいのある人を地域全体で包括的に支援し、一人ひとりに合った支援やサービスを受けられるまちをつくります。

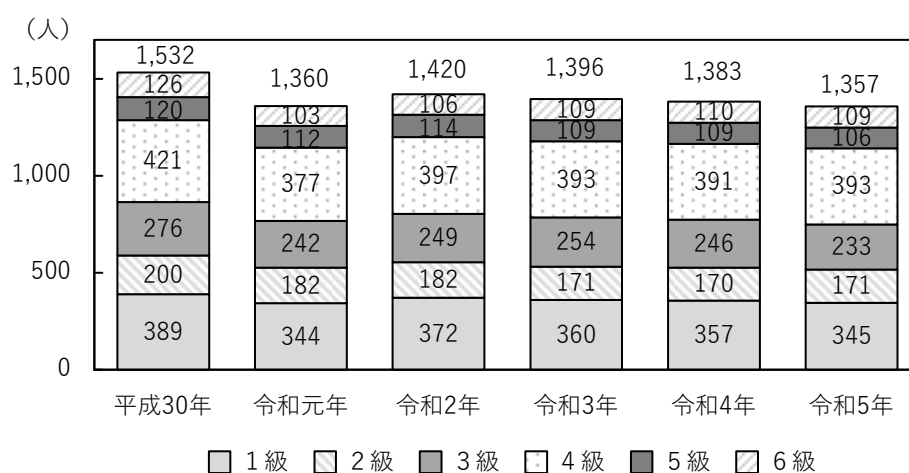
第3章 障がいのある人の状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、各年とも4級が最も多く、次いで1級が多くなっています。

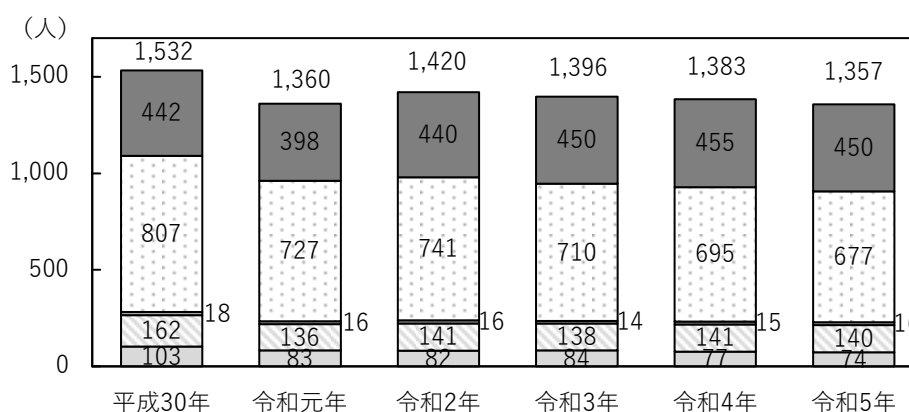
身体障害者手帳所持者数の障がい種別推移をみると、各年とも肢体不自由が最も多く、全体の半数程度となっています。次いで内部障がいが多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の等級別の推移



各年4月1日現在(令和元年は平成31年4月1日時点、
令和5年は9月1日時点)

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移



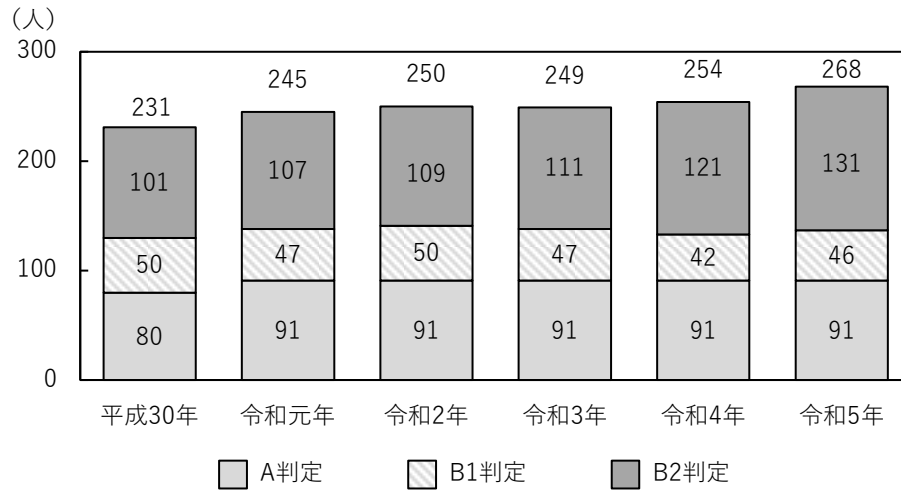
□視覚障がい □聴覚・平衡機能障がい □音声・言語障がい □肢体不自由 ■内部障がい

各年4月1日現在(令和元年は平成31年4月1日時点、
令和5年は9月1日時点)

2 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の等級別推移をみると、総数は増加しており、令和 5 年は268人となっています。各年とも B2 判定が最も多く、全体の 4 割以上を占めています。

■療育手帳所持者数の等級別の推移



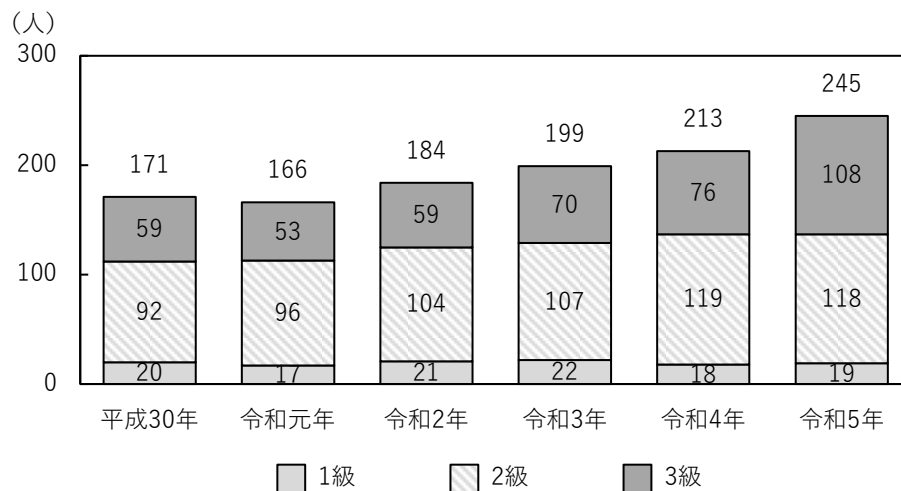
各年 4 月 1 日現在(令和元年は平成 31 年 4 月 1 日時点、
令和 5 年は 9 月 1 日時点)

3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、総数は増加しており、令和 5 年は 245 人となっています。各年度とも 2 級と 3 級が多くなっています。

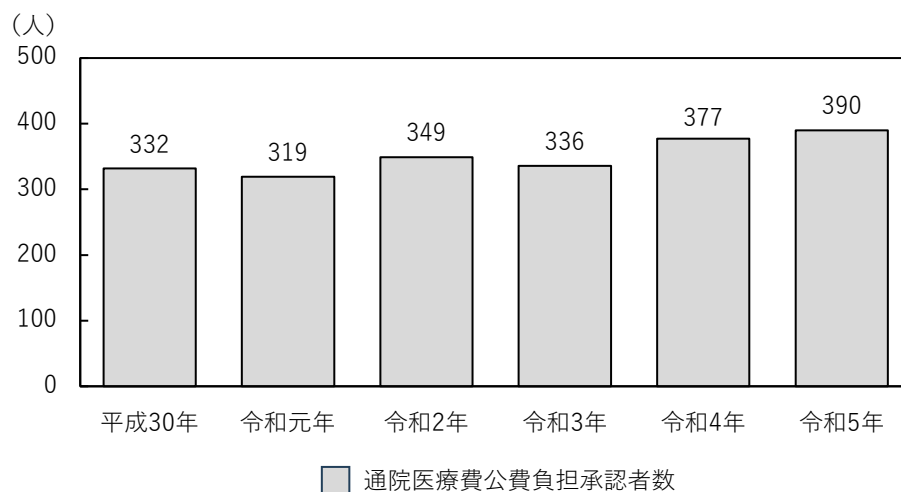
通院医療費公費負担承認者数の推移は、増減を繰り返しながら増加傾向が続いています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



各年 4 月 1 日現在(令和元年は平成 31 年 4 月 1 日時点、
令和 5 年は 9 月 1 日時点)

■通院医療費公費負担承認者数の推移

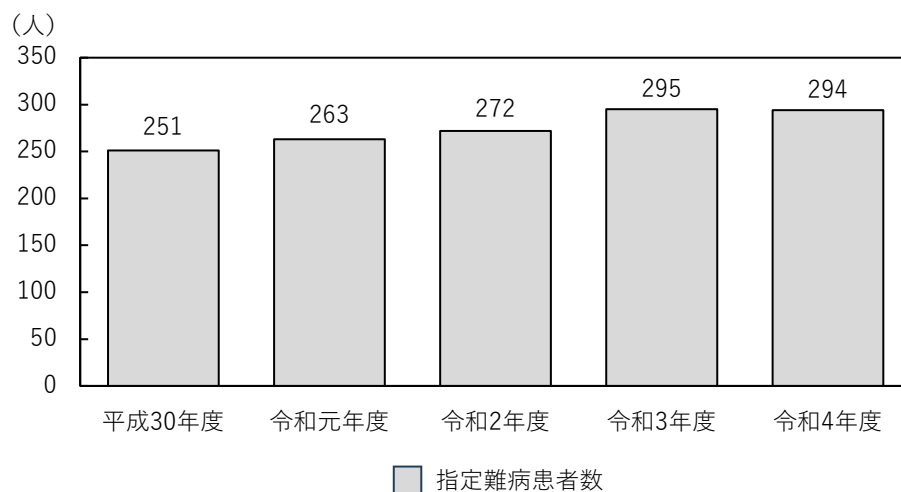


各年 4 月 1 日現在(令和元年は平成 31 年 4 月 1 日時点、
令和 5 年は 9 月 1 日時点)

4 指定難病患者の状況

指定難病患者数の推移をみると、増加傾向にありましたが、令和4年度にわずかに減少しています。

■指定難病患者数の推移



各年度 3 月 31 日現在

資料: 湯浅保健所

第 4 章 前期計画の見込量と実績

(1)障がい福祉サービス

①訪問系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
居宅介護	人/月	110	105	115	103	120	76
	時間/月	1,820	1,802	1,860	1,695	1,900	1,219
重度訪問介護	人/月		3		3		3
	時間/月		245		244		192
同行援護	人/月		7		7		6
	時間/月		20		21		24
行動援護	人/月		3		3		3
	時間/月		83		64		62
重度障がい者等 包括支援	人/月		0		0		0
	時間/月		0		0		0

②日中活動系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	人/月	72	64	73	60	74	47
	人日/月	1,350	1,237	1,375	1,171	1,400	937
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	12	9	12	0	12	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	1	6	1	7	2
	人日/月	75	5	90	24	105	32
就労移行支援	人/月	1	1	1	0	1	1
	人日/月	12	4	12	0	12	4
就労継続支援A型	人/月	10	7	12	7	14	7
	人日/月	200	124	230	129	260	114
就労継続支援B型	人/月	97	109	99	111	101	84
	人日/月	1,830	1,964	1,870	1,967	1,910	1,486
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	7	6	7	6	7	5
短期入所(福祉型)	人/月	7	4	7	6	7	9
	人日/月	80	43	80	34	80	46
短期入所(医療型)	人/月	2	1	2	2	2	2
	人日/月	18	10	18	12	18	19

③居住系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	38	45	40	48	42	54
施設入所支援	人/月	31	25	31	22	31	20

④相談支援

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人/月	80	71	90	72	100	73
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	2	0	2	0	2	0

(2)障がい児福祉サービス[障がい児福祉計画]

①障がい児支援

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
児童発達支援	人/月	31	29	32	27	33	29
	人日/月	550	484	560	469	570	487
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	45	34	48	30	50	35
	人日/月	450	412	480	302	500	370
保育所等訪問支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	3	0	3	0	3	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	11	1	12	2	13	2
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	1	0	1	0	1	0

(3)地域生活支援事業

①必須事業

		単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
障がい者相談支援事業		箇所	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業		件/年	2	2	2	1	2	6
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の有無	有	無	有	無	有	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人/年	無	無	無	無	有	無
	手話通訳者派遣事業	人/年	10	0	10	1	10	6
	要約筆記者派遣事業	人/年	－	0	－	0	－	0
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	17	1	3	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	2	3	0
	自立生活支援用具	件/年	10	6	10	3	10	6
	在宅療養等支援用具	件/年	8	4	8	4	8	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	13	6	13	6	15	15
	排泄管理支援用具	件/年	490	1,044	500	1,057	510	1,833
	住宅改修費	件/年	2	2	2	1	2	0
移動支援事業		人/年	50	53	55	52	57	52
		時間/年	3,500	3,128	3,600	2,994	3,650	3,066
地域活動支援センター 機能強化事業		人	40	37	43	45	45	40
		箇所	1	1	1	1	1	1

②任意事業

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日中一時支援事業	人/年	38	35	40	39	43	46
身体障がい者自動車操作 訓練事業	人/年	1	0	1	0	1	0
身体障がい者自動車改造 助成事業	人/年	1	0	1	0	1	1
巡回支援専門員整備事業	件/年	150	313	155	325	160	327
レクリエーション活動等支 援事業	人/年	90	0	90	167	100	370
芸術文化活動振興事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

(4)その他の事業[令和 3 年度新規]

①発達障がいのある人等に対する支援

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講 者数	人/年	0	6	0	13	0	10
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0
ピアサポート活動 への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回 数	回/年	※1	※2	※1	※5	※1	※3
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への関係 者の参加者数	人/年	※30	※16	※30	※16	※30	※30
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における 目標設定及び評価の実施 回数	回/年	※1	※1	※1	※1	※1	※1
精神障がいのある人の地 域移行支援の利用者数	人/年	1	1	1	0	1	0
精神障がいのある人の地 域定着支援の利用者数	人/年	2	0	2	0	2	0
精神障がいのある人の共 同生活援助の利用者数	人/年	6	7	7	9	8	9
精神障がいのある人の自 立生活援助の利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

③相談支援体制の充実・強化等

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	※有	※有	※有	※有	※有	※有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	※8	※125	※9	※55	※10	※50
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	※42	※141	※43	※126	※44	※50
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	※61	※473	※62	※292	※63	※100

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

④障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	1	2	1	2	1	2
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の回数	回/年	1	0	1	0	1	0

⑤地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所/年	※1	※1	※1	※1	※1	※1
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	回/年	※3	※0	※3	※1	※3	※1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

第 5 章 障がい福祉における本市の課題

(1)障がい福祉サービス

現在の本市の障がい福祉における状況をみると、居宅介護や生活介護、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域生活支援事業の移動支援事業に利用者が多くなっています。自宅での生活ニーズが高くなっている一方、介助者の高齢化が進んでいることを踏まえ、各種福祉サービスや生活支援の充実を引き続き行うとともに、グループホームのような地域生活移行を支える場のさらなる整備・普及、当事者の家族や介助者に対する支援策などの検討が必要です。

関係団体・事業所へのヒアリング調査では、障がい福祉に関わる（職員を含めた）人材の不足や担い手の高齢化、地域移行を進める上での住まいの不足、ショートステイ（短期入所）の場の不足といった意見が挙がっています。

(2)障がい児支援の充実

障がい児の基本的な生活能力の向上や、障がいの早期発見と早期療育、社会参加につなげていくための障がい特性に合わせたきめ細かな支援体制の整備を図ることが重要となっています。

ニーズの増加傾向は今後も続くことが見込まれており、引き続き障がい児福祉サービスの質と量の確保に努める他、保育を含めた福祉と教育・医療などとの分野横断的な連携により、切れ目のない支援に取り組むことが求められます。

(3)就労支援体制の整備

障がい者自身の希望に応じた就労を実現できるよう、新たに創設される「就労選択支援」の普及も含め、就労体制の強化が必要となっています。関係団体・事業所へのヒアリング調査では、就労・復職できる場の不足が課題であるという意見が挙がっており、本市単独での取組が難しい事業に関しては、有田圏域で支援できるよう調整するなど、サービスの提供や体制整備が求められます。

(4)災害時の安全・安心対策の強化

昨今の自然災害の発生状況から、災害や防災への対策が急務となっています。災害時に支援を必要とする人の把握を徹底し、誰も取り残さず避難するための支援策の検討が必要です。また、福祉避難所施設のバリアフリー化や要配慮者用備蓄物資の確保、福祉避難所の量的確保などが求められます。

関係団体・事業所へのヒアリング調査では、災害発生時や緊急時に職員だけで対応できるか不安であるといった意見が挙がっています。

(5)総合的な支援体制の充実

個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応して課題を解決するために、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携をさらに深め、総合的な支援体制を構築していくことが求められます。また、近年は生活困窮や医療、介助者の高齢化など、問題が複合化していることも踏まえて、総合的な相談支援体制の整備・充実も必要となっています。

第 6 章 第 7 期有田市障害福祉計画

1 令和 8 年度の数値目標(成果目標)

国では、令和 8 年度を目標年度として、障がい福祉計画において達成すべき「成果目標」を以下の内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和 8 年度末までに令和 4 年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 福祉施設入所者数の削減 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。
成果目標(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の充実 令和 8 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 強度行動障がい有する方への支援体制の整備 強度行動障がい有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
成果目標(3) 福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。 ア. 就労移行支援事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。 イ. 就労継続支援 A 型事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本とする。 ウ. 就労継続支援 B 型事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 エ. 就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。 就労定着支援事業所利用者数 令和 3 年度就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とすることを基本とする。

成果目標(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 保育所等訪問支援の実施 令和 8 年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
成果目標(5) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	相談支援体制の充実・強化等 令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
成果目標(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障がい福祉サービス等の質の向上 令和 8 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

指標	目標値
令和 4 年度末施設入所者数(参考値)	22 人
福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 人
福祉施設入所者数の削減	21 人

■目標設定の考え方

- 障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅などに移行する人数を国の指標に基づき 1 人として設定します。
- 施設入所者数については、令和 4 年度末の 22 人から 5%以上削減することとし、21 人とします。

(2)地域生活支援の充実

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備	※1 箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数	※1 回
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	※検討

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での目標値

■目標設定の考え方

- 令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等の整備を充実させ、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。
- 令和 8 年度末までに、強度行動障がいの人に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(3)福祉施設から一般就労への移行

指標	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	7 人
就労移行支援事業からの移行者数	1 人
就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1 人
就労継続支援 B 型事業からの移行者数	5 人
就労定着支援事業所利用者数	1 人

■目標設定の考え方

- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業の本計画における目標値は、国の指標に基づいて算出される 1 人として設定します。
- 就労継続支援 B 型事業の本計画における目標値は、国の指標に基づいて算出される 5 人として設定します。
- 就労定着支援事業所利用者数については、有田圏域でサービス提供体制を確保し、利用促進を図ります。

(4)障がい児支援の提供体制の整備等

指標	目標値
児童発達支援センターの設置	※3 箇所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	有
保育所等訪問支援の実施	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	※2 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	※有

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での目標値

■目標設定の考え方

- 児童発達支援センターの設置については、市内に 1 箇所設置しています(さくらんぼ園)。また、圏域内で 3 箇所設置しています。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築していきます。
- 保育所等訪問支援の実施については、利用体制を構築していきます。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、有田圏域で各 2 箇所設置している状況です。引き続き事業所を継続的に確保します。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は設置済みです。引き続き、支援のための協議を継続します。また、医療的ケア児コーディネーターは令和 5 年度末までに設置予定です。

(5)相談支援体制の充実・強化のための取り組み

指標	目標値
基幹相談支援センターの設置	有

■目標設定の考え方

- 基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施体制を強化します。また、地域の相談支援事業所への訪問などにより、専門的な指導・助言を行い、人材育成の支援、地域の相談機関との連携の強化に取り組みます。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

指標	目標値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2 人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施

■目標設定の考え方

- 県や自立支援協議会が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加について、年間 2 人を計上します。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを進め、県や有田圏域で連携協力しながら、サービスの質を向上させます。

2 障がい福祉サービスの見込量(活動指標)

障がいのある人へのサービスは、勘案すべき事項(障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向など)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村などにより利用者の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

(1)訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
居宅介護	障がいにより日常生活に支障がある人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由などにより常時介護が必要な人に、居宅における介護や外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難がある人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動が著しく困難で、常時介護が必要な人に、行動や外出の際の危険回避や移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいがあり、意思疎通を図ることに困難がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいや精神障がいにより行動上困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの複数のサービスを包括的に提供します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	75	75	75
	時間/月	1,200	1,200	1,200
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	時間/月	190	212	238
同行援護	人/月	5	5	5
	時間/月	25	30	35
行動援護	人/月	3	3	3
	時間/月	60	60	60
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

■見込量の確保方策

- 入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供を積極的に行い、利用者本位のサービスが提供できるよう、サービス量を確保します。
- サービス提供事業者の確保、特に精神障がい者や重度の障がい者へのサービスに対応するため、身体障がい、知的障がいへのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を行います。
- サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービスを周知していきます。
- サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

(2)日中活動系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮などを整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労などを希望し、通常の事業所への雇用が見込まれる 65 歳未満の人に対し、一定期間、生産活動や求職活動、職場体験などの機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 A型	現時点で一般就労が困難であり、雇用契約に基づく継続的な就労が可能である人に対し、生産活動などの機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援 B型	現時点で一般就労が困難であり、就労移行支援事業を利用したが一般企業などの雇用につかえない人、一定年齢に達している人などに対し、生産活動などの機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などの支援を行います。
短期入所 (福祉型)	介護者の疾病や不在等により、必要な介護を受けることができず、障がい者支援施設などに短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	介護者の疾病や不在等により、必要な介護を受けることができず、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	50	50	50
	人日/月	1,000	1,000	1,000
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	20	20
	人日/月	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	22	23	24
就労選択支援	人/月		5	10
	人日/月			
就労移行支援	人/月	20	40	40
	人日/月	1	2	2
就労継続支援A型	人/月	6	7	8
	人日/月	100	110	120
就労継続支援B型	人/月	80	90	95
	人日/月	1,440	1,600	1,800
就労定着支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所(福祉型)	人/月	10	11	12
	人日/月	40	40	40
短期入所(医療型)	人/月	2	2	2
	人日/月	10	10	10

■見込量の確保方策

- サービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障がい者がこれら日中活動系サービスなどの提供を受けることができるようにします。
- 日中活動系の社会資源が不足しており、今後サービスの需要増加が見込まれるため、開設意向のある事業所に対して協力を行い、事業所の整備を行います。
- 就労支援関係について、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。また、有田圏域で調整し、サービスの提供に向けた体制の整備を進めます。
- 障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進に関する法律に基づき、物品及び役務を優先的に調達します。
- 障がい者就労施設などからの優先調達や物品の開発などに関して、情報提供を行い、利用者の工賃の向上を推進します。
- 就労選択支援は令和7年10月から実施される事業です。第7期については現在のアセスメントの状況をもとに見込みます。

(3)居住系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護や生活などに関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	55	55	55
うち重度障がい者	人/月	5	5	5
施設入所支援	人/月	21	21	21

■見込量の確保方策

- 自立生活援助については、参入意向のある事業者の確保に努めるとともに、地域での交流促進など、施設に入所している人の地域生活への移行を支援する体制の構築に取り組みます。
- 退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域生活移行を進めていくことが求められています。また、障がい者の父母が高齢となり、グループホームの需要はさらに高まりつつあるため、空き物件情報について、開設意向のある事業所に対して助言を行いながら、グループホームなどの整備を進めます。
- 施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、障がい支援区分などを適切に判定し、真にサービスを必要とする人が利用できるようにします。

(4)相談支援の見込量と確保方策

有田圏域では平成 28 年に、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置しました。総合的な相談業務(身体障がい、知的障がい、精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、市町が委託した相談支援事業者などと連携し、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着などの業務を行っています。

基幹相談支援センターが中核となって、有田圏域の行政機関、事業者、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの各分野の関係機関で構成する自立支援協議会を運営し、情報共有や連携のもと、障がいのある人を一体的に支援できるネットワークを構築しています。

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとの計画内容の見直しなどを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	77	81	85
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

■見込量の確保方策

- 計画相談支援については、相談支援事業所において、在宅障がい者の実態や家族構成・状況などを的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する障がい者のニーズに的確に対応していきます。また、特定相談支援事業所の開設意向のある事業所に対して助言を行い、整備を進めます。
- 地域移行支援については、施設入所者の地域への移行を促進するため、関係機関などで協議を行いながら、社会福祉法人などに対し、グループホームの整備を促進していきます。また、精神科病院のケースワーカー、相談支援事業所との連携を強化し、円滑に退院促進が図られるよう地域移行支援を進めていきます。
- 地域定着支援については、安心して居宅で生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、的確な障害福祉サービスなどの提供も含め、相談支援を行っていきます。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、市区町村や都道府県が独自に行うサービスであり、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業のことです。

(1) 必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障がいのある人の理解促進及び共生社会の実現に向けた啓発を行います。

■ サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人またはその家族や地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。

■ サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

③相談支援事業

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援の実施や、権利擁護、虐待の防止などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターへの専門職員の配置や、相談支援事業者への訪問による指導や助言、人材育成への支援、地域の相談機関との連携の強化、地域移行・地域定着の促進の取組などを支援します。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者などに入居契約手続きや生活上の課題について、関係機関から支援を受けることができるよう調整します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑤意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	意思の疎通に支援が必要な障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより、意思疎通の仲介支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0
手話通訳者派遣事業	人/年	10	11	12
要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	11	12

⑥日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いる椅子などのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人などが容易に使用することができるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	5
自立生活支援用具	件/年	5	6	7
在宅療養等支援用具	件/年	6	7	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	15	16	17
排泄管理支援用具	件/年	2,261	2,789	3,440
住宅改修費	件/年	1	1	2

⑦移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	52	53	54
	時間/年	3,000	3,100	3,200

⑧地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	人/年	1,086	1,003	926
	箇所	1	1	1

■見込量の確保方策

- 利用者のニーズに合わせたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者や有田圏域で調整を図るとともに、サービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などを実施します。

(2)任意事業の見込量と確保方策

①日中一次支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場の確保及びその家族の一時的な休息などを支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	46	48	50

■見込量の確保方策

- サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知するとともに、適正な支給、サービスの質の向上を図ります。

②身体障がい者自動車操作訓練事業・身体障がい者自動車改造助成事業

サービス名	内容
身体障がい者自動車操作訓練事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。
身体障がい者自動車改造助成事業	就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成し、身体障がい者の社会参加の促進を図ります。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者自動車操作訓練事業	件/年	1	1	1
身体障がい者自動車改造助成事業	件/年	1	1	1

■見込量の確保方策

- 事業内容を検討し、障がいのある人の社会参加を促進する観点から事業を実施します。
○広報などを利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握を行います。

③巡回支援専門員整備事業

サービス名	内容
巡回支援専門員整備事業	発達障がいなどに関する知識を有する専門員が保育所などの子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設などの支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言などを支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	人/年	330	335	340

■見込量の確保方策

○巡回などが必要な施設の現状を把握し、活動計画を立てながら実施します。

④レクリエーション活動等支援

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動やスポーツ教室、大会などを開催し、体力増強や余暇の機会を提供し、障がい者などの社会参加を促進します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援	人/年	170	180	190

■見込量の確保方策

○スポーツ教室などを開催し、スポーツに触れる機会を提供します。

○障がいのある人の余暇活動の促進に向けて、イベントなどを開催します。

⑤芸術文化活動振興事業

サービス名	内容
芸術文化活動振興事業	障がいのある人の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに創作意欲を助長し、社会参加を促進します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術文化活動振興事業	実施の有無	有	有	有

■見込量の確保方策

○障がい者美術展などを開催し、創作活動の発表の場を提供します。

4 その他の事業の見込量

(1)発達障がいのある人などに対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族への支援が重要です。保護者などが発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保が求められています。

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンターの修了人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	8	8	8
ペアレントメンターの人数	人/年	—	—	—
ピアサポート活動への参加人数	人/年	—	—	—

■見込量の確保方策

○発達障がいのある人などに対する支援については、サービスに対するニーズの把握を進めていながら、体制を整備します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

このシステムの構築にあたり、保健、医療及び福祉関係者が地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。

活動指標	指標の解説
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	各市町村(または圏域)の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村(または圏域)ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村(または圏域)ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域移行支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域定着支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の共同生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	※5	※5	※5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	※15	※15	※15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	※1	※1	※1
精神障がいのある人の地域移行支援	人/年	1	1	1
精神障害のある人の地域定着支援	人/年	2	2	2
精神障がいのある人の共同生活援助	人/年	6	7	8
精神障がいのある人の自立生活援助	人/年	0	0	0
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)	人/年	1	1	1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、有田圏域で協議の場を設け、調整を図りながら、体制を整備します。

(3)相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいのある人などが地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。関係機関と連携し、障がいのある人などが抱える複合的な課題の把握に努め、適切な指導・助言を行います。

活動指標	指標の解説
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	地域の相談支援を行う事業者に対し、訪問などにより、個別事例における専門的な指導・助言を行う件数の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	地域で相談支援を行う人材育成の支援件数の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施	地域の相談機関と連携強化するための取組の実施回数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	※有	※有	※有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	※60	※60	※60
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	※130	※140	※150
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	※300	※300	※300
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	※16	※20	※24
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	※0	※0	※1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	※2	※3	※3
	事業者/機関	※9	※9	※9
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	※5	※5	※5
	回	※40	※45	※50

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○相談支援の充実・強化のための取組について、有田圏域で協議の場を設け、調整を図りながら、体制を整備します。

(4)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスが多様化するなかで、利用者が真に必要なサービスを提供するためには、職員などが「障害者総合支援法」の具体的内容を理解するとともに、サービスの利用状況を把握し、検証を行うことが必要です。

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に 係る各種研修の活用	「障害者総合支援法」の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村(委託事業を含む)が実施する研修への参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の回数	障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業者や関係自治体などと共有する機会の実施回数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス 等に係る各種研修 の活用	人/年	2	2	2
障がい者自立支援 審査支払等システム による審査結果の共 有の回数	回/年	1	1	1

■見込量の確保方策

○障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について、県や有田圏域と連携し、調整します。

(5)地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

活動指標	指標の解説
設置箇所数	地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定します。
検証及び検討の実施回数	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所/年	※1	※1	※1
コーディネーターの 配置人数	人/年	※0	※1	※1
検証及び検討の 実施回数	回/年	※1	※1	※1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○地域生活支援拠点等については、有田圏域で1箇所設置済みであり、引き続き機能の充実を進めます。

第 7 章 第 3 期有田市障害児福祉計画

1 令和 8 年度の数値目標(成果目標)

国では、令和 8 年度を目標年度として、障がい児福祉計画において達成すべき「成果目標」を以下の内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標(1) 障がい児支援 の提供体制の 整備等	○令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。 ○地域の障がい児通所支援などや保育所等訪問支援などを活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ○令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。 ○令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援について協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置数	※3 箇所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	※2 箇所
医療的ケア児支援の協議のための場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■目標設定の考え方

- 児童発達支援センターについては、有田圏域で既に 3 箇所設置済みであり、引き続き体制整備を進めます。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築については、保育・教育機関との連携により、提供体制の強化に取り組めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域内で 2 箇所設置済みであり、引き続き体制整備を進めます。
- 医療的ケア児支援の協議のための場については、有田圏域で既に設置済みであり、引き続き支援体制の整備を進めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和 5 年度末までに配置予定です。

2 障がい児福祉サービスの見込量(活動指標)

障がいのある子どもを対象としたサービスには、「障がい児通所支援」と「障がい児入所支援」があり、市町村は「障がい児通所支援」を実施します。

(1)障がい児支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	在学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がいのある子どもまたは今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある子どもで、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児支援を利用する全ての障がいのある子どもに対し、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療及び福祉などの関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	30	29	28
	人日/月	510	493	476
放課後等 デイサービス	人/月	35	34	33
	人日/月	350	340	330
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	2	2	2
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置	人/年	1	1	1

■見込量の確保方策

- 障がいのある子ども一人ひとりがニーズに応じた適切なサービスを受けることができ、切れ目のない支援を受けながら健やかに育つために、関係機関と連携して支援体制を構築します。
- 居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、サービスに対するニーズの把握を進めていながら、体制を整備します。

第 8 章 計画の推進体制

(1)計画の推進主体

計画の推進にあたっては、県や国及び社会福祉協議会との連携のもと、市民、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域でいきいきと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

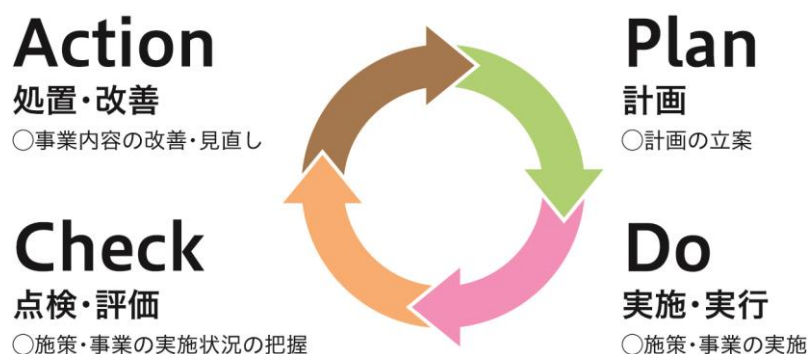
(2)地域社会への広報及び啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識を高め、市民に理解と協力、そして支援への参画を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

(3)計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルを実行します。

そのためにも地域自立支援協議会に毎年意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、毎年計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行います。



PDCA マネジメントサイクル

資料編

1 策定経過

時期	内容
令和6年2月	第1回作成委員会 ・計画素案の検討
令和6年3月	第2回作成委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	田 中 秀 樹	有田市身体障がい者連合会 会長	副会長
2	嶋 田 政 行	有田市障害児者父母の会 会長	
3	梅 本 裕 子	精神障がい者家族会 はなまる会	
4	北 内 京 子	湯浅保健所 所長	
5	野 田 ちよみ	社会福祉法人 桜樹 理事長	
6	山 口 育 子	社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長	
7	佐 武 政 之	基幹相談支援センター あねっと 所長	
8	花 村 篤 司	和歌山県相談支援体制整備事業 アドバイザー	
9	濱 田 澄 夫	有田市民生児童委員協議会 会長	会長
10	久 保 田 善 則	有田市社会福祉協議会 事務局長	
11	宮 崎 三 穂 子	市民福祉部長	

※順不同、敬称略

3 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

○有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

平成18年6月22日有田市訓令第20号

改正

平成26年3月31日訓令第7号

有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、障害者の福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、総合的な計画とするため、有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、22人以内で組織し、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体等の関係者、福祉サービス事業者、障害者雇用関係者及び行政関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、障害者基本計画及び障害福祉計画の作成に必要な事項について検討する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画書の作成までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則(平成26年3月31日訓令第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



第7期有田市障害福祉計画 第3期有田市障害児福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

有田市 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
TEL 0737-83-1111 / FAX 0737-83-6205